

○岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

平成25年3月29日

市規則第99号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(別居の親族)

第2条 条例第28条及び第54条に規定する規則で定める者は、従業者との関係が、次の各号のいずれかに該当する利用者とする。

(1) 配偶者

(2) 3親等内の血族及び姻族

(別居の親族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係るサービス提供の制限の例外等)

第3条 条例第28条ただし書に規定する規則で定める基準のうち条例第5条第1号に規定するサービス（以下この条において「定期巡回サービス」という。）については、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から定期巡回サービスの提供を受けなければ、必要な当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の見込量を確保することが困難であると市長が認める地域に住所を有すること。

(2) 定期巡回サービスが介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供されること。

(3) 定期巡回サービスが条例第26条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づいて提供されること。

(4) 定期巡回サービスが入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とすること。

(5) 定期巡回サービスを提供する訪問介護員等の当該定期巡回サービスに従事する時間の合計時間が当該訪問介護員等が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないこと。

2 条例第28条ただし書に規定する規則で定める基準のうち条例第5条第4号に規定するサービス（以下この条において「訪問看護サービス」という。）については、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から訪問看護サービスの提供を受けなければ、必要な当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の見込量を確保することが困難であると市長が認める地域に住所を有すること。

(2) 訪問看護サービスが法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供されること。

(3) 訪問看護サービスが条例第26条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づいて提供されること。

(4) 訪問看護サービスを提供する看護師等の当該訪問看護サービスに従事する時間の合計時間が当該看護師等が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないこと。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、条例第28条ただし書及び前2項の規定に基づき、訪問介護員又は看護師等にその別居の親族である利用者に対する定期巡回サービス又は訪問看護サービスの提供をさせる場合において、当該利用者の意向及び当該利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況等からみて、当該定期巡回サービス又は訪問看護サービスが適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員又は看護師等に対し適切な指示を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(別居の親族に対する夜間対応型訪問介護に係るサービス提供の制限の例外等)

第4条 条例第54条ただし書に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該

当する場合とする。

- (1) 指定夜間対応型訪問介護の利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から定期的に利用者の居宅を巡回して行う指定夜間対応型訪問介護（以下この条において「夜間定期巡回サービス」という。）の提供を受けなければ、必要な当該指定夜間対応型訪問介護の見込量を確保することが困難であると市長が認める地域に住所を有すること。
- (2) 夜間定期巡回サービスが法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供されること。
- (3) 夜間定期巡回サービスが条例第53条第1項に規定する夜間対応型訪問介護計画に基づいて提供されること。
- (4) 夜間定期巡回サービスが入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とすること。
- (5) 夜間定期巡回サービスを提供する訪問介護員等の当該夜間定期巡回サービスに従事する時間の合計時間が当該訪問介護員等が指定夜間対応型訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないこと。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、条例第54条ただし書及び前項の規定に基づき、訪問介護員等にその別居の親族である利用者に対する夜間定期巡回サービスの提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る夜間対応型訪問介護計画の実施状況等からみて、当該夜間定期巡回サービスが適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指示を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（生活相談員）

第5条 条例第61条の3第6項及び第63条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護支援専門員の登録を受けている者
- (2) 介護福祉士

2 条例第132条第3項及び第153条第5項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 介護支援専門員

(2) 介護福祉士

(機能訓練指導員)

第6条 条例第61条の3第7項、第63条第5項、第132条第5項及び第153条第9項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。

(管理者)

第7条 条例第61条の4第2項、第64条第3項、第68条第3項、第133条第2項及び第168条第2項（条例第191条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。

(1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者

ア 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設

イ 旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業

ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設

エ 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号ロに規定する第1号通所事業

(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

(居室)

第8条 条例第154条第1項第1号アただし書に規定する規則で定める入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 夫婦等の家族で居室を利用する場合

(2) 入所者の経済的負担の軽減，地域の実情等により，2人部屋の整備が必要であると認められ，かつ，次のいずれにも該当する場合

ア それぞれの入所者が専用する区画は，窓に面していること。

イ 入所者同士の視線が遮断され，入所者のプライバシーが十分に確保されていること。

ウ 入所者同士の視線を遮断する仕切りは，入所者の安全を確保するに足りる適切な素材を用いていること。

エ 容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めていること。

(浴室)

第9条 条例第154条第1項第3号イ及び第182条第1項第2号イに規定する規則で定める基準は，次の各号のいずれをも満たすものとする。

(1) 脱衣室は，浴室と扉及び壁で仕切られていること。

(2) 脱衣室の扉は，プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。

(3) 脱衣室は，廊下又は広間に直接面して設けていること。

(便所)

第10条 条例第154条第1項第5号イに規定する規則で定める基準は，次の各号のいずれをも満たすものとする。

(1) 便房ごとに扉及び壁で仕切られていること。

(2) 便房の扉は，プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。

(食堂)

第11条 条例第154条第1項第7号イただし書に規定する規則で定める基準は，当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下で，利用者の食堂への往来に支障が生じないと認められることとする。

(ユニットリーダー)

第12条 条例第189条第2項第4号に規定する規則で定める者は，本市又は本市が委託する社会福祉法人等が実施するユニットリーダー研修を修了した者とする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年市規則第72号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年市規則第113号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市規則第85号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年市規則第52号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年市規則第24号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。